

平成26年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(平成26年度9月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年9月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	4	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		5
		税務課		6
		営繕課		7
情報政策課			8	
	人権局 人権・同和対策課		9	
4 歳入歳出事項別明細書		10		
5 節の明細		15		

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (8) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について (平成26年8月12日専決)	税務課	16
	(9) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (平成26年8月19日専決)	行財政改革局 人事企画課	18
	(10) 鳥取県個人情報保護条例等の一部改正について (平成26年8月22日専決)	行財政改革局 人事企画課	20

平成26年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	728,139	2,409	730,548
9 国庫支出金	47,715,390	△ 156,675	47,558,715
12 繰入金	23,537,834	162,337	23,700,171
13 繰越金	4,098,758	1,115,185	5,213,943
14 諸収入	12,870,143	14,945	12,885,088
15 県債	43,759,000	53,000	43,812,000
歳入合計	346,730,861	1,191,201	347,922,062

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	25,511,730	170,956	25,682,686	45,794		14,497	110,665
3 民生費	45,458,750	△ 109,296	45,349,454	△ 263,564		131,840	22,428
4 衛生費	13,060,523	63,190	13,123,713	52,971		4	10,215
5 労働費	3,779,499	24,000	3,803,499				24,000
6 農林水産業費	27,035,830	94,088	27,129,918	6,025	3,000	4,480	80,583
7 商工費	12,495,387	782,530	13,277,917				782,530
8 土木費	49,560,172	93,688	49,653,860			28,870	64,818
10 教育費	72,327,646	72,045	72,399,691	2,099	50,000		19,946
歳出合計	346,730,861	1,191,201	347,922,062	△ 156,675	53,000	179,691	1,115,185

歳入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
2 農林水産業費分担金	144,612	602	145,214	1 農地費分担金	602	土地改良費分担金
計	178,767	602	179,369			

2項 負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 農林水産業費負担金	265,842	1,807	267,649	1 農地費負担金	1,807	土地改良費負担金
計	549,372	1,807	551,179			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務費国庫補助金	1,428,518	42,488	1,471,006	2 企画費補助金	981	計画調査費補助金
				3 徴税费補助金	3,427	賦課徴収費補助金
				4 防災費補助金	38,080	防災総務費補助金
				1 社会福祉費補助金	11,877	社会福祉総務費補助金
2 民生費国庫補助金	2,652,056	△ 263,564	2,388,492			障がい者自立支援事業費補助金
				2 児童福祉費補助金	△ 275,441	児童福祉総務費補助金
3 衛生費国庫補助金	1,243,873	51,851	1,295,724	1 公衆衛生費補助金	520	特定疾患対策費補助金
				3 医薬費補助金	51,331	医務費補助金
				5 農林水産業費国庫補助金	6,522,251	6,025
9 教育費国庫補助金	643,283	2,099	645,382	1 教育総務費補助金	2,099	教育連絡調整費補助金
計	32,445,306	△ 161,101	32,284,205			

3項 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務費委託金	314,516	3,306	317,822	6 企画費委託金	3,306	企画総務費委託金
3 衛生費委託金	204,833	1,120	205,953	3 医薬費委託金	1,120	保健師等指導管理費委託金
計	965,669	4,426	970,095			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
9 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	1,679,800	120,740	1,800,540	1 緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	120,740	社会福祉総務費充当
						生活保護総務費充当
						障がい者自立支援事業費充当
10 安心子ども基金繰入金	762,104	11,100	773,204	1 安心子ども基金繰入金	11,100	児童福祉総務費充当
20 とっとり支え愛基金繰入金	936,382	325	936,707	1 とっとり支え愛基金繰入金	325	自治振興費充当
21 地域の元気・公共投資臨時基金繰入金	2,320,289	30,172	2,350,461	1 地域の元気・公共投資臨時基金繰入金	30,172	砂防費充当
						消防連絡調整費充当
計	23,478,955	162,337	23,641,292			

13款繰越金

1項繰越金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰越金	4,098,758	1,115,185	5,213,943	1 前年度繰越金	1,115,185	
計	4,098,758	1,115,185	5,213,943			

14款諸収入

5項受託事業収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
11 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	3,595	1,161	4,756	1 農業・食品産業技術総合研究機構受託事業収入	1,161	
18 森林総合研究所受託事業収入	2,909	910	3,819	1 森林総合研究所受託事業収入	910	
25 市町村受託事業収入	135,334	12,870	148,204	1 市町村受託事業収入	12,870	
計	6,078,369	14,941	6,093,310			

8項雑入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
7 雑入	1,417,896	4	1,417,900	1 雑入	4	
計	1,746,794	4	1,746,798			

15款県債

1項県債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
3 農林水産業債	1,900,000	3,000	1,903,000	1 農地債	3,000	土地改良費充当
6 教育債	1,540,000	50,000	1,590,000	1 教育総務債	50,000	教育財産管理費充当
計	43,759,000	53,000	43,812,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与						計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)					
補正後	長等	2	24,684	8,083 2.71				32,767	5,586	38,353	
	議員	35	304,311	100,753 2.74			405,064		405,064		
	その他の特別職	8,745	3,942,745	2,103 2.71		660	3,951,928	459,368	4,411,296		
	計	8,782	4,247,056	110,939		660	4,389,759	464,954	4,854,713		
補正前	長等	2	24,684	8,083 2.71			32,767	5,586	38,353		
	議員	35	304,311	100,753 2.74			405,064		405,064		
	その他の特別職	8,725	3,941,365	2,103 2.71		660	3,950,548	459,215	4,409,763		
	計	8,762	4,245,676	110,939		660	4,388,379	464,801	4,853,180		
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	20	1,380				1,380	153	1,533		
	計	20	1,380				1,380	153	1,533		

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
税務課	15,013,323	5,140	15,018,463	3,427			1,713	
営繕課	398,900	12,500	411,400				12,500	
情報政策課	1,230,601	981	1,231,582	981				
人権局 人権・同和対策課	454,590	8,000	462,590				8,000	
合計	86,281,510	26,621	86,308,131	4,408	0	0	22,213	

<説明>

- 【税務課】 ・番号制度導入に伴う税務電算システム改修事業(5,140千円)
- 【営繕課】 ・営繕工事設計監督費(12,500千円)
- 【情報政策課】 ・(新)中間サーバー整備事業(981千円)
- 【人権・同和対策課】 ・北朝鮮による拉致被害者等帰国緊急支援事業(8,000千円)

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

3項 徴税费

税 務 課 (内線: 7052)

2目 賦課徴収費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
番号制度導入に伴う税務電算システム改修事業	7,901	5,140	13,041	3,427			1,713	
トータルコスト	10,223	5,914	16,137	(補正に係る主な業務内容) 税務電算システムで管理している納税者情報と個人番号の紐付機能の追加				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人					
工程表の政策目標(指標)	「鳥取県の将来ビジョン」を実現する基となる財源を確保するため、自主財源(県税収入)を確保する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

社会保障・税番号制度が開始されるに伴う税務電算システムの改修に要する経費

2 主な事業内容

個人番号等と税務電算システムで管理している納税者情報との初期突合機能、申告書等に記載される個人番号等を税務電算システムに登録する機能の追加に係るシステム改修を行うこととしているが、国が示した地方税における番号利用事務の想定に変更があったことに伴い、納税者情報と個人番号との紐付機能、納税者情報の変更機能等に係る改修を新たに追加して実施する。

(単位: 千円)

区分	当初予算	所要額	補正額	財源
委託料	7,901	13,041	5,140	国2 / 3

【参考】番号制度の概要

○制度の内容

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となる。番号制度の導入により、行政が効率化され、添付書類の削減、個人ごとの情報確認や提供等のサービスが可能となる。

○今後のスケジュール

平成27年10月～ 番号通知開始

平成28年1月～ 番号利用開始

○県税分野での番号利用事務(番号法別表第1)

地方税法等に基づく地方税の賦課徴収、地方税に関する調査に係る事務

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

7目 財産管理費

営繕課(内線:7085)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
営繕工事設計監督費	25,637	12,500	38,137				12,500	
トータルコスト	207,504	12,500	220,004	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	23.5人	0.0人	23.5人	営繕工事の設計				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県有施設の営繕工事(建築物の新增築、改修等)について、年度当初からの早期発注、発注時期の平準化に取り組むため、前年度に設計を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>平成27年度に実施が見込まれる営繕工事の一部について、平成26年度に外部委託により設計を行う。</p> <p>〔前年度設計を行う工事〕 営繕工事のうち工事費が500万円未満の工事</p> <p>補正額 設計委託費 12,500千円(対象工事費(想定) 170,000千円)</p>								

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

2目 計画調査費

情報政策課（内線：7615）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 中間サーバー整備 事業	0	981	981	981				
トータルコスト	0	981	981	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	負担金の支払業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

社会保障・税番号制度に関する法律が平成25年5月に成立した。行政は、個人番号利用により、正確な所得情報の把握が可能となり、社会保障、税の給付と負担の公平化が推進されるほか、県民においても行政窓口で提出する各種証明書類の簡素化が図られるなどが期待されている。

地方公共団体は、国や他の地方公共団体等との情報連携に必要なシステム（中間サーバー、団体内統合宛名システム）の構築や、関係する各業務システムの改修を順次実施する必要がある。

2 主な事業内容

平成28年1月の個人番号利用開始に伴い、国が整備する情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の各業務システム間で特定個人情報のやり取りを行うための中間サーバーを整備する。

(補足)

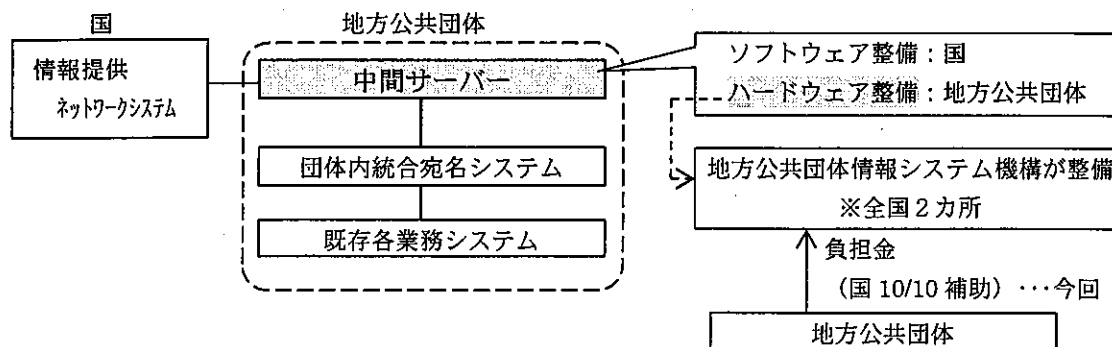
中間サーバーのハードウェア整備主体は地方公共団体であるが、クラウド化による共同利用が可能であることから、地方公共団体情報システム機構が一括整備し、地方公共団体が負担金を拠出することとなっている。

なお、この度の整備費は、地方公共団体情報システム機構が示した本県平成26年度分の負担金額によるものである。

※積算＝各地方公共団体が必要と想定される中間サーバーで利用されるデータ量等を基準に按分

全体事業費（予算額）19億円

※ネットワークの概要と整備区分



3 これまでの取組状況

(国の整備状況)

平成26年1月に中間サーバーのソフトウェア設計開発業務を発注し、現在開発中

(参考) 番号制度全体のスケジュール

時期	内容
平成27年10月から	個人番号の付番及び個人への通知開始
平成28年1月から	個人番号の利用開始、自治体内システム連携テスト順次実施
平成29年7月から	番号制度の本格稼働

平成26年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

人権・同和対策課(内線:7590)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
北朝鮮による拉致被害者等帰国緊急支援事業	4,159	8,000	12,159				8,000	
トータルコスト	12,672	9,548	22,220	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.1人	0.2人	1.3人	拉致被害者及び御家族の帰国・帰郷時等支援				
工程表の政策目標(指標)	拉致問題の早期解決に向けた啓発、帰国後支援体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 拉致被害者及びその御家族が北朝鮮から帰国された場合に、関係する市・町と連携し、東京滞在中から、帰郷された拉致被害者等が故郷で安定した生活を送ることができるようになるまでの間、切れ目のない支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 拉致被害者等帰国時支援 (1,724千円) ○東京滞在中の支援 東京での行事等に寄り添い御家族等を支援するとともに、情報の収集等に当たる。 ○国及び米子市現地合同支援本部への職員派遣 帰国が決まった時点で国及び米子市に職員を派遣し、国等との連絡調整を行い、帰国に備えた準備を行う。 (2) 拉致被害者等帰郷時支援 (6,276千円) ○出身地に帰郷されてからの支援 空港等での出迎え、地元友人等との懇談、記者会見の開催等において、御家族への支援を行う。 ○拉致被害者等の生活支援 帰郷された拉致被害者等が、日常生活を円滑に営むことができるよう、生活相談員を配置する。また、日常会話に不自由が生じる場合は、必要に応じ通訳を派遣する。 ○生活再建支援 故郷での新たな生活の開始に際し、生活支援金を支給する。</p> <p>3 これまでの取組状況 (1) 北朝鮮による拉致被害者支援に関する連絡会議等実施 日朝政府間協議が開催されるなど拉致被害者の帰国実現にむけての進展が期待されたため、関係市町等と連携し、拉致被害者帰国受入等について協議。 ・北朝鮮による拉致被害者支援連絡協議会(6月5日) (県知事、米子市長、県警警備部長等出席) ・北朝鮮による拉致被害者帰国後支援に関する緊急会議(TV会議)(7月4日) (県知事、教育長、県警警備部長、東京本部拉致被害者対策調整室長、米子副市長等出席) ・北朝鮮による拉致被害者支援に関する県・関係市町担当者会議(5回) (県・米子市・日南町・伯耆町・大山町担当者出席) (2) 東京本部拉致被害者対策調整室設置(6月9日) 拉致被害者の帰国支援を想定した準備体制づくり、官公庁等からの情報収集、及び連絡調整の強化を目的として東京本部に「拉致被害者対策調整室」を新設。 (3) 先例市(福井県小浜市)への聞き取り調査(8月7日) 人権局職員が福井県小浜市を訪問し、2002年・2004年の拉致被害者等支援状況についての聞き取り実施。</p>								

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
				うち総務部					
	節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費	
補正前								補正額	補正後
1 報 酬	542,417		542,417	173,896		173,896	132,352		132,352
2 給 料	2,879,178		2,879,178	1,469,038		1,469,038	1,036,840		1,036,840
3 職員手当等	4,587,711		4,587,711	3,869,253		3,869,253	3,652,203		3,652,203
4 共 済 費	1,114,183		1,114,183	557,356		557,356	394,668		394,668
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	22,591		22,591	22,591		22,591	22,591		22,591
7 賃 金	35,241		35,241	27,452		27,452	26,442		26,442
8 報 償 費	282,308	918	283,226	246,092		246,092	119,623		119,623
9 旅 費	242,936	378	243,314	108,167		108,167	98,534		98,534
費用弁償	28,265		28,265	5,302		5,302	4,569		4,569
普通旅費	164,535		164,535	93,173		93,173	84,546		84,546
特別旅費	50,136	378	50,514	9,692		9,692	9,419		9,419
10 交 際 費	3,600		3,600	3,500		3,500	3,500		3,500
11 需 用 費	543,898	642	544,540	282,809		282,809	252,588		252,588
12 役 務 費	576,088		576,088	235,097		235,097	125,937		125,937
13 委 託 料	4,543,064	84,199	4,627,263	1,566,030	17,640	1,583,670	666,316	12,500	678,816
14 使用料及び賃借料	653,522	259	653,781	488,028		488,028	138,763		138,763
15 工事請負費	1,099,840	14,172	1,114,012	252,719		252,719	252,719		252,719
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	74,534	3,976	78,510	8,959		8,959	6,047		6,047
19 負担金、補助及び交付金	7,951,064	66,412	8,017,476	1,092,673	981	1,093,654	121,740		121,740
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	2,000		2,000	2,000		2,000	2,000		2,000
23 償還金、利子及び割引料	186,000		186,000	30,000		30,000	30,000		30,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	170,832		170,832	161,219		161,219	161,219		161,219
26 寄 付 金									
27 公 課 費	223		223						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	25,511,730	170,956	25,682,686	10,597,379	18,621	10,616,000	7,244,582	12,500	7,257,082
財 源									
国庫支出金	1,743,034	45,794	1,788,828	226,766	4,408	231,174	6,339		6,339
地方債									
その他	1,623,162	14,497	1,637,659	447,894		447,894	419,685		419,685
一般財源	22,145,534	110,665	22,256,199	9,922,719	14,213	9,936,932	6,818,558	12,500	6,831,058

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費									
	うち総務部									
	1項 総務管理費			2項 企画費						
	節	7目 財産管理費			補正前	補正額	補正後	2目 計画調査費		
補正前		補正額	補正後	補正前				補正額	補正後	
1 報 酬	12,994		12,994	2,189		2,189	2,189		2,189	
2 給 料				55,410		55,410				
3 職員手当等				27,750		27,750				
4 共 済 費	2,022		2,022	20,347		20,347	337		337	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃 金										
8 報 償 費	100,027		100,027	288		288	288		288	
9 旅 費	5,072		5,072	4,050		4,050	4,050		4,050	
費用弁償	500		500	522		522	522		522	
普通旅費	4,564		4,564	3,391		3,391	3,391		3,391	
特別旅費	8		8	137		137	137		137	
10 交 際 費										
11 需 用 費	132,898		132,898	4,786		4,786	4,786		4,786	
12 役 務 費	37,199		37,199	76,578		76,578	76,578		76,578	
13 委 託 料	394,091	12,500	406,591	726,274		726,274	726,274		726,274	
14 使用料及び賃借料	63,393		63,393	337,764		337,764	337,764		337,764	
15 工事請負費	252,719		252,719							
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費	2,197		2,197	2,812		2,812	2,812		2,812	
19 負担金、補助及び交付金	43,427		43,427	75,523	981	76,504	75,523	981	76,504	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	1,046,039	12,500	1,058,539	1,333,771	981	1,334,752	1,230,601	981	1,231,582	
財 源	国庫支出金	6,166		6,166	215,160	981	216,141	215,160	981	216,141
	地方債									
	その他	155,869		155,869	4,324		4,324	4,324		4,324
訳 一 般 財 源	884,004	12,500	896,504	1,114,287		1,114,287	1,011,117		1,011,117	

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費						3款 民生費			
	うち総務部						補正前	補正額	補正後	
	3項 徴税费									
	節	補正前	補正額	補正後	2目 賦課徴收費					
補正前					補正額	補正後				
1 報 酬	37,229		37,229	31,321		31,321	416,904		416,904	
2 給 料	376,788		376,788				1,588,420		1,588,420	
3 職員手当等	189,300		189,300				890,631		890,631	
4 共 済 費	142,004		142,004	5,015		5,015	612,998		612,998	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賞 金	1,010		1,010	1,010		1,010	1,357		1,357	
8 報 償 費	126,181		126,181	126,145		126,145	63,747	1,698	65,445	
9 旅 費	5,563		5,563	3,539		3,539	69,309	1,957	71,266	
費用弁償	211		211	175		175	10,888		10,888	
普通旅費	5,216		5,216	3,324		3,324	37,491	564	38,055	
特別旅費	136		136	40		40	20,930	1,393	22,323	
10 交 際 費										
11 需用費	25,385		25,385	6,131		6,131	197,421	324	197,745	
12 役 務 費	32,480		32,480	27,830		27,830	94,674	64	94,738	
13 委 託 料	173,440	5,140	178,580	115,308	5,140	120,448	2,895,876	2,183	2,898,059	
14 使用料及び賃借料	11,141		11,141	6,599		6,599	82,435	768	83,203	
15 工事請負費							440,387		440,387	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	100		100				27,636		27,636	
19 負担金、補助及び交付金	895,410		895,410	886,231		886,231	34,839,509	△ 149,617	34,689,892	
20 扶 助 費							1,775,044	1,800	1,776,844	
21 貸 付 金							37,986		37,986	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料							59		59	
24 投資及び出資金										
25 積 立 金							1,421,144	31,527	1,452,671	
26 寄 付 金							1,250		1,250	
27 公 課 費							81		81	
28 繰 出 金							1,882		1,882	
予 備 費										
計	2,016,031	5,140	2,021,171	1,209,129	5,140	1,214,269	45,458,750	△ 109,296	45,349,454	
財 源	国庫支出金	5,267	3,427	8,694	5,267	3,427	8,694	4,587,539	△ 263,564	4,323,975
	地方債							72,000		72,000
	その他	23,875		23,875	1,250		1,250	5,071,298	131,840	5,203,138
	一般財源	1,986,889	1,713	1,988,602	1,202,612	1,713	1,204,325	35,727,913	22,428	35,750,341

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目	3款 民生費									
	うち総務部									
	節	補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費			1目 社会福祉総務費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
補正前										
1 報 酬	12,886		12,886	12,886		12,886	12,886		12,886	
2 給 料	44,328		44,328	44,328		44,328	44,328		44,328	
3 職員手当等	22,200		22,200	22,200		22,200	22,200		22,200	
4 共 済 費	17,607		17,607	17,607		17,607	17,607		17,607	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃 金										
8 報 償 費	5,883	1,698	7,581	5,883	1,698	7,581	5,883	1,698	7,581	
9 旅 費	5,513	1,957	7,470	5,513	1,957	7,470	5,513	1,957	7,470	
費用弁償	1,323		1,323	1,323		1,323	1,323		1,323	
普通旅費	1,206	564	1,770	1,206	564	1,770	1,206	564	1,770	
特別旅費	2,984	1,393	4,377	2,984	1,393	4,377	2,984	1,393	4,377	
10 交 際 費										
11 需 用 費	4,572	324	4,896	4,572	324	4,896	4,572	324	4,896	
12 役 務 費	4,446	64	4,510	4,446	64	4,510	4,446	64	4,510	
13 委 託 料	43,462	1,389	44,851	43,462	1,389	44,851	43,462	1,389	44,851	
14 使用料及び賃借料	2,280	768	3,048	2,280	768	3,048	2,280	768	3,048	
15 工事請負費										
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費	130		130	130		130	130		130	
19 負担金、補助及び交付金	291,283		291,283	291,283		291,283	291,283		291,283	
20 扶 助 費		1,800	1,800		1,800	1,800		1,800	1,800	
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	454,590	8,000	462,590	454,590	8,000	462,590	454,590	8,000	462,590	
財 源	国庫支出金	204,250		204,250	204,250		204,250	204,250	204,250	
	地方債									
	その他	544		544	544		544	544	544	
	一般財源	249,796	8,000	257,796	249,796	8,000	257,796	249,796	257,796	

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目		総 務 部 合 計		
		補正前	補正額	補正後
1	報 酬	193,532		193,532
2	給 料	1,513,366		1,513,366
3	職員手当等	3,891,453		3,891,453
4	共 済 費	575,584		575,584
5	災 害 補 償 費	500		500
6	恩給及び退職年金	22,591		22,591
7	賃 金	27,452		27,452
8	報 償 費	252,047	1,698	253,745
9	旅 費	117,520	1,957	119,477
	費用弁償	7,825		7,825
	普通旅費	97,019	564	97,583
	特別旅費	12,676	1,393	14,069
10	交 際 費	3,500		3,500
11	需 用 費	289,266	324	289,590
12	役 務 費	244,933	64	244,997
13	委 託 料	1,642,579	19,029	1,661,608
14	使用料及び賃借料	674,675	768	675,443
15	工 事 請 負 費	312,719		312,719
16	原 材 料 費			
17	公有財産購入費			
18	備 品 購 入 費	9,089		9,089
19	負担金、補助及び交付金	8,673,457	981	8,674,438
20	扶 助 費		1,800	1,800
21	貸 付 金			
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000
23	償還金、利子及び割引料	5,845,292		5,845,292
24	投資及び出資金			
25	積 立 金	161,219		161,219
26	寄 付 金			
27	公 課 費			
28	繰 出 金	61,678,736		61,678,736
	予 備 費	150,000		150,000
	計	86,281,510	26,621	86,308,131
財 源 内 訳	国庫支出金	431,016	4,408	435,424
	地 方 債			
	そ の 他	8,771,698		8,771,698
	一 般 財 源	77,078,796	22,213	77,101,009

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
2項 企画費	
2目 計画調査費	
負担金、補助 及び交付金	中間サーバー整備負担金
	981

条例名等
 議会の委任による専決処分の報告について
 (8) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
 (鳥取県税条例の一部改正について)
 (平成26年8月12日専決)

1 提出理由
 児童福祉法の一部改正に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。

2 概要
 (1) 自動車税の課税免除について定めた規定中引用する児童福祉法の条項を改める。
 (2) 施行期日は、平成27年1月1日とする。

(参考) 児童福祉法の一部改正の概要
 1 小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に関して、その実施に要する経費に消費税収を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、慢性疾病児童の自立支援事業の実施、調査及び研究の推進等の措置を講ずることとされた。
 2 1に伴い、同法において小児慢性特定疾病及び小児慢性特定疾病医療支援に関する定義が新設されたため、福祉サービスの定義を規定する条項に移動が生じたもの。

児童福祉法(昭和22年法律第164号) (抜粋)

改正後	改正前
<p>第6条の2 この法律で、小児慢性特定疾病とは、 <u>児童又は児童以外の満20歳に満たない者(以下「児童等」という。)</u>が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。</p> <p>2 この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、 <u>都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。)</u>に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等(政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)であって、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。)をいう。</p> <p>第6条の2の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定発達支援医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。</p> <p>4～8 略</p>	<p>(新設)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。</p> <p>4～8 略</p>

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業</p> <p>キ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業</p> <p>ク 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専らその事業の用に供するもの(通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する児童発達支援に係る事業</p> <p>キ 児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援に係る事業</p> <p>ク 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業</p> <p>(8)～(11) 略</p>

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第3条 略

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第10条第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

条 例 名 等	議会の委任による専決処分の報告について (9) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (平成26年8月19日専決)
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 売春防止法の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 困難折衝等業務手当が支給される業務を定めた規定中引用する売春防止法の条項について、所要の整理を行う。 (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、<u>正規の勤務時間以外の</u>時間に、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>売春防止法第34条第3項第1号</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、援護、育成、更生その他の措置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項</u></p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて<u>正規の勤務時間以外の</u>時間に行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>売春防止法第34条第2項第1号</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 鳥取県個人情報保護条例等の一部改正について (平成26年8月22日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 退職手当を支給しないこととする規定中引用する独立行政法人通則法の条項について、所要の整理を行う。 (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。</p>

鳥取県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～35 略</p> <p>36 旧機関の職員が引き続いて職員となり、かつ、職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第50条の10第2項</u>に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>37 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～35 略</p> <p>36 旧機関の職員が、<u>第9条第5項に規定する事由によって</u>引き続いて職員となり、かつ、<u>引き続いて</u>職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第63条第2項</u>に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>37 略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。